

地方の元気が日本の力

(第1) 地方再生に向けた取組(省庁・施策横断による支援策)

平成19年11月8日

増田臨時議員提出資料

1. 基本理念 ~ 地方と都市の「共生」

構造改革を進める中で、地域間の格差といわれる問題が生じている。我が国に様々な地域があるように、それらが抱える課題も様々。地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつける必要。

この地方再生の取組に当たっては、生活者の暮らしの確保、交流人口の拡大、中小企業振興、農林水産業振興等それぞれについて進めていく中で、**地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方**に立つことが重要。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、**国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化**することが必要。

地方の活力の低下は、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、食料・水など国民生活の安全保障機能の低下、恵まれた自然環境の下での環境課題にも適合した暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安全・安心な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

人口減少時代に突入した我が国において、この地方の衰退を食い止めるための**道筋を明確に定め**、地方再生に向けた**取組を長期にわたって継続**することにより、福田内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現することが必要。

2. 地方再生五原則

1. 「補完性」の原則

地域の実情にもっとも精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。

2. 「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けてがんばる計画を集中的に支援。

3. 「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援。

4. 「総合性」の原則

国の支援は、各府省の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援。

5. 「透明性」の原則

支援の対象とする計画の選定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施。

3. 具体的な方策の方向性

(1) 地域の課題と施策の方向

地域類型

「地方都市」:コンパクトシティの推進等による経済活動の活性化等

「農山漁村」:農林水産業などの持続的な発展等

「中山間地域等の集落」:高齢化に直面する中で交通手段の確保等の生活機能の維持等

省庁横断的、総合的な施策

生活者の暮らし(医療、福祉、交通、通信等)、産業(中小企業、農林水産業、コミュニティビジネス等)、交流(二地域居住、観光等)などの課題について省庁横断的に一体的な施策を策定。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ(例えばソーシャルキャピタル)などの各課題についても各地方の実情に応じて一体的に対応できるような体系化。

地方財政

上記の地方再生に向けた総合的な戦略と連携して、地方税財政面における取組を一体で進める。

(2) 総合的な支援策(「地方再生プロジェクト」(仮称))

- ・ 別添資料を参照。

来年度予算により、地方再生のプロジェクトの立ち上がり段階について包括的に支援

- ・ なお、本年度においては、「平成19年度 地方再生モデルプロジェクト」を先行的実施。

雇用情勢の厳しい18道県(有効求人倍率が0.7未満の北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)を対象として、民間の発意を公とのパートナーシップにより後押しするなど、地域の創意工夫あるモデル的な取組に対して、平成19年度予算において、追加支援を緊急かつ総合的に実施することにより、地域経済の下支えを図る。

地方再生プロジェクト(仮称)

地域住民をはじめ、地域活性化の民の担い手の創意工夫や発想を「起点」とした自由な取組を、公が民とのパートナーシップによるプロジェクトとして後押しし、支援する。

地域からの幅広い取組に関するプロジェクト提案を受付

地域産業振興

地元の資源を活かした観光振興

農林漁業振興

まちづくり・都市機能向上

大学と地域との連携

高齢者に対する福祉・介護サービス

生活交通の確保

第三者の目を入れたプロジェクトの選定

選択と集中の視点に立って民間有識者等第三者の目も入れてプロジェクトを公平中立に選定。

プロジェクトの立ち上がり段階における人材派遣、社会実験等地域をあげた取組を包括的に支援

「省庁横断・施策横断」の視点に立って国が包括的に支援。
1プロジェクト数千万円程度の取組を支援(平成20年度から3箇年を予定)。

第三者の目を入れた成果の評価

立ち上がり段階の成果の評価を実施・公表。

継続するプロジェクトに対する支援

評価に基づき継続して本格実施されるプロジェクトに対し、関連する交付金等を含め、地域活性化統合事務局とりまとめの下で、全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。